

成績重視(5年)型 基準点

令和5年4月5日告示案件より適用

等級	土木	下水道	等級	舗装	造園	建築	電気	管
	基準点	基準点		基準点	基準点	基準点	基準点	基準点
A1	—	83	A	77	75	78	76	77
A2	79	79						
B	77	76	B	77	—	76	75	71

※ 当初設計金額500万円以上の工事を対象とする。(JVの場合は、JVとしての当初設計金額)

※ 平成29年4月1日～令和4年3月31日にしゅん功した工事を対象とする。

※ 土木工種及び管工種については、市長部局、病院局、交通局発注の工事を対象とする。

※ 土木工種A1等級については、令和4年8月17日告示から成績重視5年型を廃止済み。

※ 個別の案件によっては、上記基準点によらない場合がある。

成績重視(3年)型 基準点

令和5年4月5日告示案件より適用

【工事】

等級	土木	下水道	等級	舗装	造園	建築	電気	管
	基準点	基準点		基準点	基準点	基準点	基準点	基準点
A1	84	84	A	78	76	79	77	77
A2	80	79						
B	78	77	B	78	-	76	76	-

【業務】

等級	測量	建築設計 ・監理業	土木設計 ・監理業	等級	橋梁設計 ・監理業	設備設計 ・監理業
	基準点	基準点	基準点		基準点	基準点
A	75	74	75	-	74	73
B	74	74	72			

※ 当初設計金額500万円以上の工事及び当初設計金額100万円超の業務を対象とする。(JVの場合は、JVとしての当初設計金額

※ 平成31年4月1日～令和4年3月31日にしゅん功又は完了した工事等を対象とする。

※ 業者数の表示は、「平均点が基準点以上である市内業者数 / 過去3年間に実績のある市内業者数」とする。

※ JVIによる施工実績については、各構成員が実績を有するものとして算定(1構成員あたり500万円未満も含む。)する。

※ JVIによる履行実績については、各構成員が実績を有するものとして算定(1構成員あたり100万円以下も含む。)する。

※ 土木工種及び管工種については、市長部局、病院局、交通局発注の工事を対象とする。

※ 個別の案件によっては、上記基準点によらない場合がある。